

IPBA 第 31 回年次東京大会 (IPBA 2021)

募金趣意書

IPBA 第 31 回年次東京大会組織委員会

この度、IPBA (Inter-Pacific Bar Association・環太平洋法曹協会)の第31回年次総会が2021年4月21日から4月24日までの4日間にわたり、東京のホテルオークラ東京にて開催されることになりました。IPBAはアジア・環太平洋地域に居住し、またはアジア・環太平洋地域に関心を持つ弁護士の国際組織です。IPBAは1991年4月に東京においてアジア・太平洋地域から500名を超える弁護士が出席して開催された会議において設立され、設立10周年にあたる2001年には東京で、また20周年にあたる2011年には京都・大阪において年次総会が開催されました。そして2021年には、再びIPBA生誕の地である東京において設立30周年の記念となる年次総会を開催する運びとなりました。

IPBAは65の法域から1700名の会員を抱える組織に発展し、アジア・環太平洋地域における弁護士の国際組織として卓越した存在となっております。このようなIPBAの発展はアジア経済の驚異的な成長と無関係ではありません。アジア・環太平洋地域の企業がますます世界経済の不可欠な一部としての役割を果たす中で、法律制度は重要なインフラの一つであります。IPBAは、アジア・太平洋地域におけるかかる法律制度の発展につき、法の支配(Rule of Law)の原則に基づき、寄与することを目的としています。また、アジア・環太平洋地域の弁護士に、同様の関心と業務領域を持つ弁護士同士のネットワークを構築する機会を提供することも目的の一つです。

IPBAの組織では、国の単位ではなく、法域(Jurisdiction)という概念を導入し、25名以上の会員を擁する法域毎に一人の理事を選出しております。IPBAの運営は、会長、次期会長、副会長、事務総長、各委員会委員長、法域代表理事等で構成される理事会によって行われ、重要事項については総会で決定されています。また、宇宙航空法委員会、APEC委員会、国際投資委員会、紛争解決委員会、エネルギー資源委員会、環境法委員会、金融・証券取引委員会、雇用・移民法委員会、倒産法委員会、保険法委員会、知的所有権委員会、国際建築プロジェクト委員会、国際通商委員会、弁護士業務委員会、海事法委員会、税法委員会、女性ビジネス弁護士委員会、メディア・通信法委員会、独禁法委員会、法曹教育・研修委員会、企業法務委員会、スカラシップ委員会、腐敗防止と法の支配委員会、Next Generation委員会の24の委員会が活動しています。

IPBAは、1991年の東京での創立総会以来、日本人弁護士がその創立と発展に極めて重要な役割を果たしており、初代会長 濱田邦夫弁護士(91~92)、初代事務総長 三宅能生弁護士(91~95)をはじめ、江尻隆弁護士(事務総長 95~99)、三宅省三弁護士(日本代表理事 91~94、破産法委員会委員長 96~98)、外山興三弁護士(日本代表理事 94~97、法律業務委員会委員長 98~00)、国谷史朗弁護士(拡大理事 94~95、紛争解決委員会委員長 95~98、会長 11~12)、中元紘一郎弁護士(法曹業務委員会委員長 94~96)、内田晴康弁護士(日本代表理事 97~99、事務総長 99~01、競争法委員会委員長 11~13)、原壽弁護士(日本代表理事 03~09)、小泉淑子弁護士(メンバーシップ委員会副委員長 08~10)、花水征一弁護士(日本代表理事 09~12)、児玉実史弁護士(拡大理事 08~12、委員会調整理事 16~18)、豊島ひろ江弁護士(拡大理事 15~18)、伊藤亮介弁護士(日本代表理事 12~18)、石黒美幸弁護士(事務総長 15~17)等、多くの弁護士がIPBAにおいて主導的役割を果たしてまいりました。現在では、中山達樹弁護士が会員委員会委員長、増田健一弁護士が日本代表理事、小林和弘弁護士が拡大理事、林依利子弁護士が国際投資委員会委員長、手塚裕之弁護士が紛争解決委員会委員長、石本茂彦弁護士がAPEC委員会委員長として活躍しており、2019年4月より石黒美幸弁護士が副会長に就任いたします。

2021年第31回年次東京大会に向けて、別紙のと通りのメンバーによるIPBA2021年第31回年次東京大会組織委員会が結成されました。組織委員会は、東京大会の成功に向けて、その準備に精力的に取り組んでおります。

本年次総会の重要性をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2019年12月
IPBA第31回年次東京大会組織委員会
委員長 石黒 美幸

会議の概要

1. 会議の名称

和文名：IPBA 第 31 回年次東京大会（IPBA 2021）

英文名：IPBA (Inter-Pacific Bar Association) 31st Annual Meeting and Conference, Tokyo 2021

2. 主催・併催機関などの名称

Inter-Pacific Bar Association

3. 協力

独立行政法人国際観光振興機構（JNTO）

4. 開催期間

2021 年 4 月 20 日（火）～2021 年 4 月 24 日（土）（5 日間）

5. 開催場所

ホテルオークラ東京

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2 丁目 10-4

電話 03-3582-0111

6. 主催責任者

IPBA 第 31 回年次東京大会組織委員会

組織委員長 石黒 美幸（長島・大野・常松法律事務所）

組織副委員長 中山 達樹（中山国際法律事務所）

実施責任者名（事務局長）

森口 聡（長島・大野・常松法律事務所）

事務局 〒100-7036 東京都千代田区丸の内 2-7-2 JP タワー

長島・大野・常松法律事務所内

電話：03-6889-7164 ファックス：03-6889-8164

E-mail: satoshi_moriguchi@noandt.com

7. 日本開催の経緯

IPBA 理事会及び総会は、2021 年、すなわち令和 3 年に、30 周年を記念して、その生誕の地である日本の東京で第 31 回 IPBA 年次大会を開催することを決定しました。IPBA 在日会員は

東京大会開催のために、第 31 回 IPBA 東京大会組織委員会を設置し、これまで準備に当たってきました。

なお、この会議の開催状況は、以下のとおりです。

開催年	開催地	テーマ	ゲスト講演者	講演者役職 (当時)
2017 年 (第 27 回)	オークランド (ニュージーランド)	Connectivity & Convergence	Sir Anand Satyanand, GNZM, QSO	Governor- General of New Zealand, 2006- 2011
2018 年 (第 28 回)	マニラ (フィリピン)	Fostering Seamless Cooperation in ASEAN and Beyond	Hon. Carlos Dominguez III	Secretary, Department of Finance
2019 年 (第 29 回)	シンガポール	Technology, Business and Law - Global Perspectives	Lee Hsien Loong Dato' Seri Anwar Ibrahim Sundaresh Menon	シンガポール首相 マレーシア元副 首相兼財務相 シンガポール最 高裁長官
2020 年 (第 30 回)	上海 (中国)	Global Rules Reform - the Opportunities and Challenges for Legal Industry	未定	未定

8. 日本開催の目的と意義

IPBA はアジア・環太平洋地域に居住し、またはアジア・環太平洋地域に関心を持つ弁護士の国際組織です。IPBA は 1991 年 4 月に東京においてアジア・太平洋地域から 500 名を超える弁護士が出席して開催された会議において設立されました。その後、設立 10 周年にあたる 2001 年には東京で、また 20 周年にあたる 2011 年には京都・大阪において年次総会が開催され、2021 年には、再び IPBA 生誕の地である東京において設立 30 周年の記念となる年次総会を開催することとなりました。

IPBA は 65 の法域から 1700 名の会員を抱える組織に発展し、アジア・環太平洋地域における弁護士の国際組織として卓越した存在となっております。このような IPBA の発展はアジア経済の驚異的な成長と無関係ではありません。アジア・環太平洋地域の企業がますます世界経済の不可欠な一部としての役割を果たす中で、法律制度は重要なインフラの一つであります。IPBA は、アジア・太平洋地域におけるかかる法律制度の発展につき、法の支配 (Rule of Law) の原則に基づき、寄与することを目的としています。また、アジア・環太平洋地域の弁護士に、同様の関心と業務領域を持つ弁護士同士のネットワークを構築する機会を提供することも目的の一つです。

9. 開催計画の概要

1) 会議日程

日程	午前	午後	夕刻
4/20 (火)	役員会	理事会	
4/21 (水)	-	プレカンファレンス プログラム	ウェルカムレセプション
4/22 (木)	開会式 プレナリーセッション	分科会	ガラディナー
4/23 (金)	分科会	分科会	フェアウェルパーティー
4/24 (土)	分科会	総会、役員会	-

2) 主要トピックス

(ア) プレナリーセッション

(イ) 24 分科会 (宇宙航空法委員会、APEC 委員会、国際投資委員会、紛争解決委員会、エネルギー資源委員会、環境法委員会、金融・証券取引委員会、雇用・移民法委員会、倒産法委員会、保険法委員会、知的所有権委員会、国際建築プロジェクト委員会、国際通商委員会、弁護士業務委員会、海事法委員会、税法委員会、女性ビジネス弁護士委員会、メディア・通信法委員会、独禁法委員会、法曹教育・研修委員会、企業法務委員会、スカラシップ委員会、腐敗防止と法の支配委員会、Next Generation 委員会)

(ウ) 各種展示 (公的組織、協賛企業等)

3) 参加予定者

国内	300 名
海外	500 名
合計	800 名

4) 参加予定国 69ヶ国・地域

日本、シンガポール、台湾、インド、中国、英国、米国、香港、マレーシア、フィリピン、韓国、インドネシア、スイス、ドイツ、タイ、オーストラリア、カナダ、パキスタン、ベトナム、フランス、ニュージーランド、ほか約 48 ヶ国・地域

5) 会議使用言語

英語

10. 寄附金を必要とする理由

IPBA 第 31 回年次東京大会 (IPBA 2021) は、ホテルオークラ東京を会場にして 2021 年 4 月 20 日から 4 月 24 日の 5 日間開催されます。この会議開催に要する総経費は 215,369,315 円と推算されます。この必要経費は、参加会員の登録料でまかなうことが第一であります。これら参加者の負担できる額には限度があります。従いまして、必要経費の一部を諸団体、諸企業及び法曹関係者の浄財によるご援助を頼らざるを得ないところであります。本会議運営予算総

額から参加登録費、展示からの収入などを除く 60,000,000 円は各方面からの寄付金、援助によって充当させていただきたく募金をお願い申し上げる次第です。誠に恐れ入りますが、是非、ご援助を賜りたくお願い申し上げます。

11. 収支予算（案）

単位：千円

収支区分	金額
(収入)	
1. 参加登録費	141,369
2. 主催者積立金	0
3. 補助金／助成金等	10,000
4. 展示会・広告等収入	4,000
5. 寄附金等	60,000
収入合計	215,369
(支出)	
1. 会議準備費	38,331
2. 会議運営費	168,757
3. 展示会等	1,540
4. 募金経費	3,977
5. 事後処理費	765
6. 予備費	2,000
支出合計	215,369*

*各支出に係る金額の百の位を四捨五入しているため、各金額の合計値とは一致しない。

12. 寄附金募集要項

(1) 募金の名称

IPBA 第 31 回年次東京大会（IPBA 2021）寄附金

(2) 募金の目標額

60,000,000 円（総額 215,369,315 円の内）

(3) 募金期間

2020 年（令和 2 年）1 月 15 日～2021 年（令和 3 年）4 月 19 日

（注：会議開催日前の銀行営業日まで）

(4) 寄附金の使途

IPBA 第 31 回年次東京大会（IPBA 2021）の準備並びに運営に関する費用に充当します。

(5) 寄附金申込先

独立行政法人国際観光振興機構 MICE プロモーション部交付金担当
〒160-0004 東京都新宿区四谷 4-4-1 四谷国際ビル 4 階
電話：03-6691-4852 ファックス：03-6691-8787

(6) 寄附金振込方法

別紙のフローチャート通りとなります。

別紙申込書を国際観光振興機構にお送りください。

寄附金申込書を受領し確認次第、国際観光振興機構より寄附金申込受理書を送付いたします。寄附金申込書受理書の受領後、指定口座番号にお振込ください。

(7) 税法上の扱い

この寄附金は、特定公益増進法人である独立行政法人国際観光振興機構への寄附金として、税法上の一般寄附金とは別途に損金算入等の優遇措置が講ぜられます。